

契約手続等における押印の見直しを行います

押印を不要とする書類

請書兼請求書兼検査証、債権者登録申請書、見積書、請求書、
領収書、委任状、口座振替依頼書

押印を不要とする日

令和4年2月1日

契約手続等における押印の見直しに関するQ & A

問1 押印を継続するものはなにか。

回答 契約書、協定書、覚書等の法令等により押印が義務付けられているものは押印を継続します。

問2 契約手続において提出を求められているその他書類の押印はどうなるのか。

回答 法令等により押印が義務付けられているもの以外は原則押印を求めませんが、個別に様式を定めているものについては、事務処理の混乱等を避けて、令和4年4月1日までに、順次、規則・要綱等の改正を進めるため、不要となる時期が異なる場合があります。

問3 ㊟がある請書兼請求書兼検査証や押印欄のある様式については、押印が必要か。

回答 今回押印を不要とする書類（請書兼請求書兼検査証など）については、様式に㊟があるものであっても押印は不要です。窓口等での配布、ホームページの様式等についても、順次更新していきますが、旧様式でも押印は不要です。

ただし、契約手続における個別書類や行政手続における各種補助金の個別様式の請求書など、区の規則・要綱等で定めている様式については、規則・要綱等の改正後に押印が不要となりますので、ご確認ください。

問4 押印を不要とした書類に押印した場合には、どのように取り扱われるのか。

回答 押印のないものと同様に受け付けます。

問5 押印を不要とした書類について、押印の有無により記載内容や提出書類の追加・変更はあるか。

回答 押印の有無を理由とした記載内容や提出書類の追加・変更はありません。

問6 押印が不要な文書について、①電子データやFAXで提出できるのか。②押印したものを電子データ・FAXで提出した場合に、後日、押印した紙の書類提出が必要か。

回答 ①電子データやFAXで提出することができます。

②押印したものを電子データ・FAXで提出した場合も、押印のないものと同様に受け付けますので、改めて紙で提出する必要はありません。

問7 請書兼請求書兼検査証の押印が不要になるとのことだが、どのように契約を履行する意思表示をすれば良いのか。

回答 区では、以下のいずれかにより意思確認を行います。

①請書兼請求書兼検査証への署名（署名後の電子データ・FAXでの提出も可）

②請書兼請求書兼検査証への押印（押印後の電子データ・FAXでの提出も可）

③請書兼請求書兼検査証の添付された電子メール本文（FAX送付票）等に履行する旨を記載。

※本文の例

「添付の請書兼請求書兼検査証（契約番号〇〇〇の□□ほか購入）について、契約条項を承認の上相違なく履行します。」など。

問8 印紙の貼付が必要な契約の請書兼請求書兼検査証はどのようになるか。

回答 電子データやFAXで提出いただく場合には、印紙の貼付は不要です。

紙で提出する（FAX等で送信後に別途現物を持参する場合を含む）場合は、印紙の貼付が必要であり、消印は省略できません。作成者、代理人、使用人、従業者の押印または署名により、印紙の消印を行ってください。詳細は国税庁のホームページ等を参照ください。

問9 2枚以上の請求書等を作成する場合に押印している契印はどうなるのか。

回答 押印を不要とする書類については不要です。

問10 納品書は押印が必要ですか。

回答 納品書などのすでに押印を不要としているものについては、引き続き押印は不要です。

※FAX等での提出書類について、判読が難しいなどの場合は、再提出や電子メール等の他の方法で提出を依頼する場合があります。

以 上

